第４の２を次のように改める。

２　第３の４の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成24年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

| | 第１種特定海洋生物資源 | 指定漁業等の種類 | 数　　量 |
|---|---|---|---|
| 1 | さんま | 北太平洋さんま漁業 | 335,000 |
| 5 | まさば及びごまさば | 大中型まき網漁業 | 392,000 |
| 7 | ずわいがに | 沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業 | 4,656 |

（注１・２）　（略）

第５の２を次のように改める。

２　第４の２の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

| | 第１種特定海洋生物資源 | 操　業　区　域 | 数　　量 |
|---|---|---|---|
| 2 | ずわいがに | ⑴　A海域 | 3,217 |
| | | ⑵　B海域 | 28 |
| | | ⑶　D海域 | 875 |
| | | ⑷　E海域 | 536 |

（注１）　（略）

第６の１⑸を次のように改める。

⑸　まさば及びごまさば

（単位：トン）

| 都道府県名 | 数　　量 |
|---|---|
| 三重県 | 37,000 |
| 宮崎県 | 23,000 |

（略）

第６の２⑴、⑵、⑸、⑺を次のように改める。

⑴　さんま

（単位：トン）

| 都道府県名 | 数　　量 |
|---|---|
| 北海道 | 48,000 |
| 岩手県 | 7,000 |
| 三重県 | 4,000 |

宮城県、千葉県、静岡県、和歌山県、高知県及び長崎県については、若干とする。

⑵　すけとうだら

（単位：トン）

| 都道府県名 | 数　　量 |
|---|---|
| 北海道 | 93,900 |

（略）

⑸　まさば及びごまさば

（単位：トン）

| 都道府県名 | 数　　量 |
|---|---|
| 東京都 | 20,000 |
| 静岡県 | 19,000 |
| 三重県 | 42,000 |
| 和歌山県 | 12,000 |
| 島根県 | 22,000 |
| 高知県 | 9,000 |
| 長崎県 | 24,000 |
| 宮崎県 | 16,000 |
| 鹿児島県 | 17,000 |

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干とする。

㈱　第３の４の注２に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

⑺　ずわいがに

（単位：トン）

| 都道府県名 | 数　　量 |
|---|---|
| 北海道 | 168 |
| 秋田県 | 30 |
| 山形県 | 58 |
| 新潟県 | 330 |
| 富山県 | 33 |
| 石川県 | 408 |
| 福井県 | 242 |
| 京都府 | 97 |

茨城県及び島根県については、若干とする。

㈱　沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、第３の４に定める漁獲可能量の範囲内において改定を行うものとする。